

重要事項説明書

認知症対応型通所介護 Story

(地域密着型) 認知症対応型通所介護重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

電話 (0155-67-7958)

担当 管理者 清野 紀子 重要事項説明者

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 認知症対応型通所介護の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(地域密着型) 認知症対応型通所介護 Story
所在地	中川郡幕別町札内共栄町175番地の8
介護保険指定番号	通所介護事業 (北海道 0194700712 号)
サービス提供地域	幕別町 (忠類地区を除く)

(2) 営業時間

月 ~ 金	午前8:30 ~ 午後17:30
-------	------------------

※ 12月30日~1月3日を除く

(3) サービス提供時間

月 ~ 金	午前9:15 ~ 午後16:20
-------	------------------

※ 12月30日~1月3日を除く

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員、介護福祉士	1名	名	1名
生活相談員	介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者	2名	名	2名
看護師	看護師・准看護師	1名	名	1名
機能訓練指導員	看護師・准看護師	1名	名	1名
介護職員	介護福祉士または介護職員初任者研修修了者	2名	3名	5名

※ 上記人数以上の体制を確保する。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。 2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、適切に行うものとする。 4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供する。 5 前4項のほか、「葛飾町指定地域密着型サービス基準条例（平成25年3月22日条例第15号）」第70条及び第71条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 利用料

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援1	475単位
要支援2	526単位
要介護1	542単位
要介護2	597単位
要介護3	653単位
要介護4	708単位
要介護5	762単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援1	497単位
要支援2	551単位
要介護1	569単位
要介護2	626単位
要介護3	684単位
要介護4	741単位
要介護5	799単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援1	741単位
要支援2	828単位
要介護1	858単位
要介護2	950単位
要介護3	1,040単位
要介護4	1,132単位
要介護5	1,225単位

(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援 1	760単位
要支援 2	851単位
要介護 1	880単位
要介護 2	974単位
要介護 3	1,066単位
要介護 4	1,161単位
要介護 5	1,256単位

(五) 所要時間 7時間以上 8時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援 1	861単位
要支援 2	961単位
要介護 1	994単位
要介護 2	1,102単位
要介護 3	1,210単位
要介護 4	1,319単位
要介護 5	1,427単位

(六) 所要時間 8時間以上 9時間未満の場合

介護保険適用	単位
要支援 1	888単位
要支援 2	991単位
要介護 1	1,026単位
要介護 2	1,137単位
要介護 3	1,248単位
要介護 4	1,362単位
要介護 5	1,472単位

(3) 各種加算

介護保険適用	要介護	要支援
個別機能訓練加算 (I)	27単位	27単位
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	20単位/月
入浴介助加算 (I)	40単位	40単位
入浴介助加算 (II)	55単位	55単位
生活機能向上連携加算 (I)	100単位/月	100単位/月
生活機能向上連携加算 (II)	200単位/月	200単位/月
ADL維持等加算 (I)	30単位/月	
ADL維持等加算 (II)	60単位/月	
若年性認知症利用者受入加算	60単位	60単位
栄養アセスメント加算	50単位/月	50単位/月
栄養改善加算	200単位	200単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20単位	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5単位	5単位
口腔機能向上加算 (I)	150単位	150単位/月

口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160単位	160単位/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	40単位/月
事業所による送迎を行わなかった場合	47単位/片道	47単位/片道
2時間以上3時間未満の場合	上記(1)(2)の100分の 63	上記(1)(2)の100分の 63
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22単位	22単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位	18単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6単位	6単位
延長加算 (9時間以上10時間未満の場合)	50単位	50単位
延長加算 (10時間以上11時間未満の場合)	100単位	100単位
延長加算 (11時間以上12時間未満の場合)	150単位	150単位
延長加算 (12時間以上13時間未満の場合)	200単位	200単位
延長加算 (13時間以上14時間未満の場合)	250単位	250単位
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	毎月算定単位の18.1%	毎月算定単位の18.1%
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	毎月算定単位の17.4%	毎月算定単位の17.4%
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	毎月算定単位の15.0%	毎月算定単位の15.0%
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	毎月算定単位の12.2%	毎月算定単位の12.2%

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの (介護保険適用外)

食材料費用		700円
レクリエーション材料費		実費
オムツ		100円
複写物	一枚につき	50円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。

事業所から片道15キロメートル未満 500円/15キロメートル以上 1000円。

(3) キャンセル料

前営業日16時までのご連絡の場合、キャンセル料はいただきません。

利用日当日のご連絡、または前営業日16時以降のご連絡の場合、食材料費分のキャンセル料を請求致します。

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日頃に当月分の料金を請求いたしますので、翌月26日までにお支払いください。お支払い方法は、原則金融機関引き落としとさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望があればお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
 - ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
 - ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
 - ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 管理者 清野 紀子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に届け出ます。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

11 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。

- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者 清野 紀子 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 年に2回避難、救出その他必要な訓練を行います。

15 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 : なし
 実施した直近の年月日 : なし
 実施した評価機関の名称 : なし
 評価結果の開示状況 : なし

17 サービス内容に関する苦情

● 苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	管理者 清野 紀子
受付日	月曜日～金曜日（ただし12月30日から1月3日までを除く）
受付時間	午前8：30～17：30

● その他

幕別町役場 保険課高齢者支援係	電話：0155-54-3812
北海道国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）	電話：011-231-5161

【 会社の概要 】

社名 株式会社 Regional Nurture
社員数 4名（正社員のみ）
設立 令和2年12月10日
所在地 中川郡幕別町札内共栄町 175-13

代表者 代表取締役 清野 紀子

【 事業内容 】

居宅介護支援事業／認知症対応型通所介護事業

認知症対応型通所介護 Story

説明者： _____

※ 当事業所広報物への写真の使用の可否

許可します 許可しません

私は、本書面に基づいて上記重要な事項の説明を受けて、その内容に同意いたしました。

年 月 日

利用者

住所 _____

利用者氏名 _____

利用者家族

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____